○水戸市建築基準法の規定による意見の聴取に関する規則

昭和50年3月10日 水戸市規則第15号 改正 昭和63年3月30日規則第8号 平成3年3月29日規則第11号 平成4年10月1日規則第125号 平成5年10月5日規則第46号 平成6年9月30日規則第34号 (題名改称) 平成15年3月14日規則第7号

平成19年3月30日規則第39号

注 平成5年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定に基づき、市 長が行う意見の聴取について必要な事項を定めるものとする。

(平6規則34・一部改正)

(意見の聴取の請求)

第2条 法第9条第3項(法第10条第4項, 法第45条第2項, 法第88条第1項から第3項まで, 法第90条第3項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第8項(法第10条第4項, 法第88条第1項から第3項まで, 法第90条第3項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき, 意見の聴取を行うことを請求しようとする者は, 意見の聴取請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平6規則34・平15規則7・平19規則39・一部改正)

(開催の通知及び公告)

- 第3条 市長は、意見の聴取を開催しようとするときは、前条の規定により意見の聴取の請求のあった者又は法第46条第1項及び法第48条第13項に規定する利害関係人(以下「被聴取者」という。)に、それぞれ意見の聴取開催通知書(様式第2号)又は建築許可意見の聴取開催通知書(様式第3号)により通知するとともに、公告しなければならない。
- 2 前項の公告は、水戸市公告式条例(昭和63年水戸市条例第1号)第2条第2項に定める掲示場に 掲示して行う。

(平5規則46・平6規則34・一部改正)

(指定職員)

第4条 意見の聴取は、市長の命じた職員(以下「指定職員」という。)が主宰する。ただし、次の 各号のいずれかに該当する職員は、指定職員となることができない。

- (1) 被聴取者の親族である職員
- (2) 被聴取者の法定代理人,後見人,後見監督人,保佐人,保佐監督人,補助人又は補助監督人である職員

(平6規則34・平19規則39・一部改正)

(関係職員の出席)

- 第5条 指定職員は、必要があると認めるときは、意見の聴取に関係行政機関の職員(以下「関係職員」という。)の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 2 前項の場合においては、あらかじめ、意見の聴取の理由、開催の期日及び場所を関係職員に文書 で通知しなければならない。

(平6規則34・一部改正)

(口述審問)

第6条 意見の聴取は、口述審問によって行う。

(平6規則34·一部改正)

(代理人)

- 第7条 被聴取者が意見の聴取に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 2 前項の規定による代理人を出席させるときは、意見の聴取の開始前までに委任状を市長に提出しなければならない。

(平6規則34・一部改正)

(陳述による意見の聴取)

第8条 第6条の規定にかかわらず、被聴取者又はその代理人が意見の聴取に出席できない場合で、あらかじめ、意見の聴取事項について陳述書を市長に提出しているときは、その陳述書及びその事項に関して調査に当たった関係職員が作成し、かつ、署名した調査書を朗読することにより口述審問にかえることができる。

(平6規則34・一部改正)

(意見の聴取の延期)

- 第9条 被聴取者又はその代理人が意見の聴取に出席できない正当な理由があるときは、その理由を 記載した意見の聴取開催延期届(様式第4号)を意見の聴取開催日の3日前までに市長に提出しな ければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその理由が正当であると認めるときは、意見の聴取開催の期日を延期しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、意見の聴取開催の期日を延期することができる。
- 4 第3条の規定は、前2項の規定による意見の聴取開催の期日の変更について準用する。

(平6規則34・一部改正)

(証人及び参考人の出席等)

- 第10条 被聴取者又はその代理人は,意見の聴取に際して,自己に有利な証人又は参考人を出席させ, かつ,自己に有利な証拠又は資料を提出することができる。
- 2 前項の場合において、被聴取者又はその代理人は、意見の聴取の開始前までに、その旨を市長に 届け出なければならない。

(平6規則34·一部改正)

(発言及び発言の停止)

- 第11条 意見の聴取に出席した被聴取者又はその代理人、関係職員、証人及び参考人は、口述審問に おいて発言することができる。
- 2 前項の規定により発言しようとする者は、あらかじめ、指定職員の許可を受けなければならない。
- 3 発言の内容は、意見の聴取しようとする事項の範囲を超えてはならない。
- 4 指定職員は、発言の内容が意見の聴取の範囲を超えていると認めるときは、その発言の停止を命ずることができる。

(平6規則34・一部改正)

(意見の聴取の記録)

第12条 指定職員は、意見の聴取の出席者の住所及び氏名並びに意見の聴取の次第及び内容の要点を 記録しなければならない。

(平6規則34·一部改正)

(場所の秩序保持)

- 第13条 指定職員は、意見の聴取場所を整理し、又はその秩序を保持するために必要があるときは、 傍聴人の数を制限することができる。
- 2 指定職員は、意見の聴取を妨害し、又は意見の聴取場所の秩序を乱す者に対して退場を命ずることができる。

(平6規則34・一部改正)

付 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年3月30日規則第8号)抄

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成3年3月29日規則第11号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成4年10月1日規則第125号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(平成5年10月5日規則第46号)

この規程は、公布の日から施行し、平成5年6月25日から適用する。

付 則(平成6年9月30日規則第34号)

- この規則は、平成6年10月1日から施行する。
 - 付 則(平成15年3月14日規則第7号)
- この規則は,公布の日から施行する。
 - 付 則(平成19年3月30日規則第39号)
- この規則は,公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

意見の聴取請求書

	年	月	日
水戸市長様			
請求者			
住 所 氏 名			印
建築基準法第 条第 項の規定に基づき, 年	月	日付 _名	通知書 令令書
を受けましたが、次の理由により、意見の聴取を請求します。			
請求の理由			

様式第2号(第3条関係)

(用紙はがき)

 建指第
 号

 年
 月
 日

意見の聴取開催通知書

水戸市長

下記により意見の聴取を行いますので、出席してください。本人が、出席できない場合は、委任状を提出して代理人を、出席させることができます。

記

意見の聴取期日

意見の聴取場所

意見の聴取事項

様式第3号(第3条関係)

建築許可意見の聴取開催通知書

	様				建指第	月	号 日
	ley.			水戸市長	#.**		印
	(の許可に関し、	次のとおり			きす。	
意見の聴取期日							
意見の聴取場所							
意見の聴取事項							
申請者住所氏名							
建 築 物 の 構 造 規 模							
建築物の位置							
敷地の面積							

様式第4号(第9条関係)

意見の聴取開催延期届

				年	月	日
水戸市長	様					
		届	出 者			
			住 氏 名			印
年 月	日第 号によ	る意見の聴取	開催通知を	·受けまし	たが,	次の理
由により出席できま	ミせんので,意見	の聴取期日を延	期される。	にう願いま	す。	
理由						

様式第1号(第2条関係)

(平6規則34・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平6規則34・一部改正) (用紙はがき)

様式第3号(第3条関係)

(平6規則34・一部改正)

様式第4号(第9条関係)

(平6規則34・一部改正)